

(別紙)

## マカオ向け輸出家きん肉の取扱要綱

(作成日) 令和2年3月31日

### 1 目的

この要綱は、マカオ向けに輸出される家きん肉を取り扱おうとする食鳥処理場等の認定手続、マカオ向けに輸出される家きん肉についてマカオが求める食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書の発行手続等を定めるものである。

### 2 定義

- (1) 「家きん肉」とは、鶏、あひる及び七面鳥の可食部位をいう。
- (2) 「マカオ向け輸出家きん肉」とは、マカオ向けに輸出される家きん肉をいう。
- (3) 「食鳥処理場等」とは、食鳥処理場又は食肉処理施設をいう。
- (4) 「認定食鳥処理場等」とは、4(2)によりマカオ向け輸出家きん肉取扱施設として認定された食鳥処理場等をいう。
- (5) 「食肉衛生検査所等」とは、食肉衛生検査所又は保健所をいう。
- (6) 「食肉衛生検査所長等」とは、食肉衛生検査所長又は保健所長をいう。
- (7) 「設置者」とは、マカオ向け輸出家きん肉を取り扱おうとする食鳥処理場等の設置者をいう。
- (8) 「都道府県等」とは、都道府県、保健所設置市又は特別区をいう。
- (9) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、保健所設置市の市長又は特別区の区長をいう。

### 3 輸出要件

- (1) 認定食鳥処理場等
  - ア 食鳥処理場等は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥検査法」という。）に基づく食鳥処理の事業の許可（食鳥検査法第16条に規定する認定小規模食鳥処理業者の認定を含む。）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業の営業許可を有し、かつ、食鳥検査法、食品衛生法等の関係法規が遵守されていること。
  - イ 食鳥検査法第16条に規定する認定小規模食鳥処理業者にあつては、食鳥検査員又は食鳥検査法第25条第2項に規定する検査員による直接監督の下で食鳥検査が行われていること。
- (2) 家きん肉
  - マカオ向け輸出家きん肉が、輸出検疫証明書の交付日から起算して、過去21日間鳥インフルエンザの発生のない地域に由来すること。

### 4 マカオ向け輸出家きん肉を取り扱う食鳥処理場等の認定手続

- (1) 設置者は、食鳥処理場にあつては別紙様式1により、食肉処理施設にあつ

ては別紙様式2により、都道府県知事等あて関係書類を添付して申請すること。

- (2) (1)による申請を受けた都道府県知事等は、内容を審査し、支障がないと認めるときは、その旨を当該申出者に通知するとともに、証明書発行機関の公印及び契印を押印した登録書(別紙様式4。以下「登録書」という。)を添付して別紙様式3により厚生労働省あて報告する。なお、登録書に記載する施設番号は、アルファベット及び数字の組合せとし、定めた施設番号を申請者に連絡すること。
- (3) 厚生労働省は、(2)の報告を受けた場合、当該内容をマカオ政府に通知すること。
- (4) (3)によりマカオ政府に通知をした後に、認定食鳥処理場等においてとさつ、解体及び分割され、かつ、食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書を添付された家きん肉は、マカオ政府により輸入が認められること。

## 5 マカオ向け輸出家きん肉の食肉衛生証明書及び輸出検疫証明書の発行

### (1) 食肉衛生証明書の発行手続

ア マカオに家きん肉を輸出しようとする者は、食肉衛生検査所等に食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム(以下「NACCS」という。)により申請を行う場合にあっては、別添によることとする。

イ 食肉衛生検査所等は、検査に合格した家きん肉に対して、当該家きん肉の出荷時に別紙様式5により食肉衛生証明書を発行すること。当該証明書は、公印及び契印を押印した原本を申請者に発行するとともに、原本の複写及び関係書類を証明書発行の日から起算して1年間保管すること。

ウ 検査に合格した家きん肉を認定食鳥処理場等の外部の施設に搬出し、保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合は、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、再発行が必要である旨を明記して発行し、申請者よりこれら記載事項の報告と併せて当該証明書が提出された後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を再発行すること。

エ 申請者は家きん肉の輸出に当たり、食肉衛生証明書の原本を当該家きん肉に添付して輸出すること。

オ 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する家きん肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該証明書を返納するものとする。

カ 未記入の食肉衛生証明書の様式については、不正等を防止する観点から、必要枚数をその都度申請者に渡し、記録する等、都道府県等において適切に管理すること。

### (2) 輸出検疫証明書の発行手続

ア マカオに家きん肉を輸出しようとする者は、動物検疫所に対し、別紙様式

6の条件を確認した上で、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第52条に規定する輸出検査申請書に食肉衛生証明書の複写を添付して輸出検疫検査を申請すること。

イ 動物検疫所は、マカオ向けに輸出が可能なものであることが確認できた家きん肉に対して、別紙様式6によりマカオ側が求める輸出検疫証明書を交付すること。

ウ 動物検疫所は輸出検疫証明書の原本を申請者に交付するとともに、原本の複写を動物検疫所に保管すること。

エ 申請者は、家きん肉の輸出に当たり、輸出検疫証明書の原本を当該家きん肉に添付して輸出するものとする。

オ 申請者は、上記により交付された輸出検疫証明書に対応する家きん肉について、ロットの再構成及び封印シールの開封等を行った場合は、速やかに当該輸出検疫証明書を動物検疫所に返納するものとする。

## 6 認定食鳥処理場等の除外等

(1) 都道府県知事等は、認定食鳥処理場等について、3の(1)の条件への不適合が認められた場合は、当該施設を認定食鳥処理場等から除外し、又は改善がなされるまでの間、当該施設からのマカオ向け輸出家きん肉に対する食肉衛生証明書の発行を停止する措置をとるものとする。

(2) 都道府県知事等は、(1)の措置をとった際には、当該施設の設置者にその旨を通知するとともに、厚生労働省あて報告すること。

(別紙様式1 食鳥処理場設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長

申請者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその所在地、名称及び  
代表者氏名

### マカオ向け輸出食鳥処理場認定申出書

マカオ向け輸出家きん肉を取り扱う食鳥処理場として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申出いたします。

#### 記

- 1 食鳥処理場の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）  
※日本語・英語を併記すること。
- 2 食鳥処理場設置者名
- 3 添付書類
  - (1) 施設の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食鳥処理場の組織及び責任体制等）
  - (2) 食鳥処理場の平面図
  - (3) 今後の輸出計画
  - (4) 輸出基準に適合した家きん肉を輸出するための区分管理等の手順書
  - (5) 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式2 食肉処理施設設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長

申請者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその名称、所在地及び  
代表者氏名

### マカオ向け輸出食肉処理施設認定申出書

マカオ向け輸出家きん肉を取り扱う食肉処理施設として認定を受けたく、下記により関係書類を添えて申請いたします。

#### 記

- 1 食肉処理施設の所在地及び名称（法人にあっては法人番号）  
※日本語・英語を併記すること。
  
- 2 営業者氏名
  
- 3 添付書類
  - (1) 施設の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理施設の組織及び責任体制等）
  - (2) 食肉処理施設の平面図
  - (3) 今後の輸出計画
  - (4) 輸出基準に適合した家きん肉を輸出するための区分管理等の手順書
  - (5) 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式3 都道府県等報告様式)

年 月 日

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 殿

都道府県知事等名

マカオ向け輸出家きん肉の取扱いについて

別添のとおり、食鳥処理場及び食肉処理施設設置者からマカオ向け輸出家きん肉取扱施設としての認定を受けたいとの申し出があり、内容を審査したところ差し支えないものと思料されるので、報告いたします。

記

- 1 食鳥処理場及び食肉処理施設の名称及び所在地（法人にあっては法人番号）
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類
  - (1) 登録書（別紙様式4）及び申し出を受けた設置者の提出書類
  - (2) 認定小規模食鳥処理業者の認定の場合にあっては、その検査体制

対マカオ輸出家きん肉を取り扱う食鳥処理場及び食肉処理施設  
Slaughterhouse and Meat Processing Plant Handling Poultry meat for the Exportation to MACAU

都道府県、政令市または特別区 Prefecture, City or the District	公 印 Official Stamp	契 印 Tally
(和)	S A M P L E	S A M P L E
(英)		
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority		
(和)		
(英)		

## (認定食鳥処理場) Designated Slaughterhouse

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Designated Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

## (認定食肉処理施設) Designated Cutting plant

認定施設固有の施設番号 Est. No.	名 称 Name
	(和)
	(英)
認定年月日(西暦) Designated Date	所在地 Address
	(和)
	(英)

STANDARD FORM AUTHORIZED BY THE  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE  
OF JAPAN

**HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF  
CHILLED/FROZEN POULTRY MEAT FROM JAPAN TO MACAU**

No. : .....

DATE : .....

(Month/Day/Year)

**I. Identification of the products**

(Species of origin)	(Name of products)	
(Number of packages)	(Net weight of consignment)	(Shipping Marks)
(Consignor)	(Consignor Address)	
(Consignee)	(Destination)	

**II. Origin of products**

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting/processing plant)		

Date of Slaughter : ..... Date of Production : .....

I hereby certify that:

- 1) The products were derived from poultry that passed ante-mortem and post-mortem inspection and were fit for human consumption.
- 2) The products were derived from poultry that were slaughtered under official supervision establishments and free from systemic contagious, infectious and parasitic disease at the time of slaughter.
- 3) The poultry were slaughtered, processed, cut and stored in an approved plant by the Japanese veterinary/health authority for export purpose.
- 4) The poultry have been slaughtered, processed, prepared and dressed hygienically under the conditions and control laid down in the laws and regulations of Japan in force.
- 5) The poultry meat was packed and transported under hygienic conditions.
- 6) The poultry meat has been subject to the testing programmes for veterinary drug residues and other toxic substances administered by the Japanese health authority. The results of the tests have not provided any evidence as to the presence of chemical/drug residues or toxic substances which could be harmful to human health.

Signature : .....

Name of inspector : .....

Official Title : .....

(Name of prefecture or city) : .....



日本国農林水産省  
輸出検疫証明書  
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号  
Certificate NO.

申請者住所  
Address of applicant

発行年月日  
Date of issue

氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)  
Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基く検査の結果、家畜の伝染疾病の病原体をひろげるおそれがないことを証明する。

This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物 品 の 種 類 Kind of article	
重 量 、 個 数 又 は こ う り 数 Weight, Nos, of package or containers	
商 標 Trade Mark	
容 器 包 装 の 種 類 Kind of container or package	
荷 送 人 住 所 氏 名 Name and address of consignor	
荷 受 人 住 所 氏 名 Name and address of consignee	
と う 載 地 及 び と う 載 年 月 日 Date & place of shipment	
と う 載 船 舶 ( 航 空 機 ) 名 Name of ship or flight	
検 査 実 施 年 月 日 及 び そ の 状 況 Date & condition of inspection	
備 考 Remarks	The products were derived from the poultry which were originated from an area that had been free from Notifiable Avian Influenza (NAI) for past 21 days calculating from the date of issue of this certificate.

農林水産省動物検疫所  
Animal Quarantine Service

家畜防疫官  
Animal Quarantine Officer

氏 名  
( Signature )

印  
( Seal )

## 別添 電子メール又は NACCS による食肉衛生証明書の発行申請手続

### 1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

家きん肉を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）は、別記様式に必要な事項を記入の上、次に掲げるとおり年度内の輸出計画書を作成し、書面にて認定食鳥処理場等を管轄する食肉衛生検査所長等あてに提出すること。

- ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画等を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの輸出計画書に、同一の食肉衛生検査所等で食肉衛生証明書を発行する他の輸出先国及び地域向けの輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国及び地域や輸出する食肉の畜種に追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月及び数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCS により発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2 食肉衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、家きん肉を輸出しようとする都度、電子メール又は NACCS を利用して食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を食肉衛生検査所等あてに提出すること（その際、発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより申請を行う場合であって、1（1）の輸出計画書を予め提出していない輸出先国、地域又は畜種の輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 食肉衛生証明書の受取方法について、食肉衛生検査所等とあらかじめ調整すること。

〔別記様式〕

年 月 日

食肉衛生検査所長／保健所長 殿

申請者 住所  
氏名 印  
法人にあってはその名称、所在地及び  
代表者氏名

### 食肉輸出計画書

年度の家きん肉の輸出計画を下記のとおり提出いたします。

#### 記

#### 1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

E-mail アドレス：

#### 2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量